

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

【目次】

1 基本事項	1 ページ
2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	2 ノ
3 一般廃棄物の処理主体	3 ノ
4 ごみの減量化とリサイクルの推進	5 ノ
5 収集・運搬計画	7 ノ
6 処理施設	12 ノ
7 不法投棄防止対策	13 ノ
8 生活排水処理（し尿・浄化槽汚泥） (資料)	14 ノ 15～18 ノ

1 基本事項

(1) 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 処理施設

処理施設は、上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び山形広域環境事務組合廃棄物の処理等に関する条例で規定する処理施設（以下「指定中間処理施設」という。）とする。

(3) 計画の区域

ア 上山市の全域とする。

区分	面積	人口	世帯数	摘要
行政区域	241 km ²	27,584人	11,250世帯	令和7年1月1日住民基本台帳
処理計画区域	241 km ²	27,584人	11,250世帯	令和7年1月1日住民基本台帳

イ 計画区域外の一般廃棄物の処理及び搬入については次のとおりとする。

- ① 計画区域外で発生した一般廃棄物については、その他法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、他市町村と事前に協議を行い、計画との調和が確保された場合に限り搬入を認める。
- ② 山形市、山辺町、中山町より生じた一般廃棄物（もやせるごみ、プラスチック類、可燃性粗大ごみ）の処理のため、上山市内に所在する指定中間処理施設への運搬を認める。
- ③ 山形市、山辺町、中山町が法第7条により許可した一般廃棄物収集運搬業の指定中間処理施設への搬入を認める。

(4) ごみの分別と減量化の推進

家庭から排出するごみは10区分19品目に分別し指定した方法により排出する。市民及び事業者は、この計画で示すごみの発生抑制、再資源化の方法に積極的に協力する。

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量

※古紙類、廃食油を除いた量

区分		排出量
ごみ	家庭系	5,425 t
	事業系（条例施行規則に基づき処理する産廃を含む。）	2,502 t
し尿等	し尿	800kℓ
	浄化槽汚泥	3,300kℓ

(2) ごみの分別区分は、次のとおりとする。

1	もやせるごみ	内容は分別表のとおり
2	プラスチック類	〃
3	ビン・カン	生きビン、無色ビン、茶色ビン、 その他の色ビン、カン（5品目）
4	雑貨品・小型廃家電類	〃
5	ペットボトル	〃
6	埋立ごみ	〃
7	水銀含有ごみ	〃
8	粗大ごみ	〃
9	古紙類	雑紙、新聞、雑誌、段ボール、 紙パック、布類（6品目）
10	廃食油	〃

(3) 処理量

ア ごみ

(単位: t)

廃棄物の区分	搬入者	搬入先			市が委託又は 許可した業者等	
		リサイクルリ ーセンター	山形広域環境事務組合	立谷川 リサイクルセンター		
			エネルギー回収施 設（立谷川・川口）			
家庭系	もやせるごみ	市が委託した者		4,296		
	プラスチック類	市が委託した者		193		
	ビン・カン	市が委託した者	圧縮・中継		175	
	雑貨品・小型廃家電類	市が委託した者	中継		199	
	ペットボトル	市が委託した者	中継		64	
	埋立ごみ	市が委託した者	中継		132	
	水銀含有ごみ	市が委託した者	中継		9	
	粗大ごみ（不燃性）	市が委託した者	中継		74	
	粗大ごみ（可燃性）	市が委託した者		282		
	古紙類（行政回収分）	市が委託した者			286	
	〃（拠点回収分）	市が委託した者			130	
	廃食油	市が委託した者	中継		1	
小計			4,771	346	724	

事業系	もやせるごみ	排出者又は許可業者		2,373		
	厨芥類(生ごみ)剪定枝					223
	上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び山形広域環境事務組合条例で定めるごみ		圧縮・一部中継		11 粗大 5 水銀 6	118 (ビン・カン)
	古紙類(拠点回収分)					129
	小計			2,373	11	470
合計				7,144	357	1,194

※ 集団資源回収量は除く。

イ し尿・浄化槽汚泥

廃棄物の区分	搬入者	搬入先	搬入量
し尿	許可業者	山形広域環境事務組合山形広域クリーンセンター	800kℓ
浄化槽汚泥	同上	同上	3,300kℓ
合計			4,100kℓ

3 一般廃棄物の処理主体

(1) 一般家庭から生じた廃棄物の処理については、次のとおりとする。

ア 市民は、一般家庭から生じた廃棄物について、再生利用及び資源物の回収を図り廃棄物の発生を抑制するとともに、生活環境の保全上支障のない方法で自ら処理するよう努め、排出する場合は、ごみの分別区分(別表)に従い排出するものとする。

イ もやせるごみ、プラスチック類は、市(市が委託した業者を含む。以下同じ。)が集積所から「ごみ収集日程」により収集・運搬し、山形広域環境事務組合が処理をする。

ウ 雑貨品・小型廃家電類、水銀含有ごみ、ペットボトルは、市が集積所から「ごみ収集日程」により収集・運搬し、リサイクルリーセンターに搬入・積替え運搬し、山形広域環境事務組合が処理をする。

エ 埋立ごみは、市が集積所から「ごみ収集日程」により収集・運搬し、リサイクルリーセンターに搬入・積替え運搬し、民間の業者に委託して処理をする。

オ ビン・カン、古紙類、廃食油は、市が集積所から「ごみ収集日程」により収集・運搬し、それぞれ再資源化をする。

カ 粗大ごみは、市が電話で受け付け「ごみ収集日程」により戸別に収集し、不燃性粗大ごみはリサイクルリーセンターで積替えして運搬、可燃性粗大ごみは直接施設に運搬し、山形広域環境事務組合が処理をする。それ以外は、市民が自ら又は一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)に依頼し、不燃性粗大ごみはリサイクルリーセンター又は立谷川リサイクルセンター、可燃性粗大ごみは、エネルギー回収施設(立谷川・川口)に運搬したあと、山形広域環境事務組合が処理をする。

キ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)の対象5品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫を含む。)、洗濯機、衣類乾燥機)で家電小売店に引取り義務のないものは、収集運搬業者等に運搬を依頼

するか自ら家電リサイクル法で定める指定引取場所に運搬をする。

ク 家庭系の使用済パソコンやバイクなどは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき、製造等事業者による回収及び再資源化が行われているものについては、当該実施機関による処理を行う。

ケ 引っ越しなど一時的に多量に排出されるごみは、排出者又は収集運搬業者が分別・収集・運搬し、市及び山形広域環境事務組合又は一般廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)が処理をする。

コ 自然公園内のペンションなど特定の住居等から排出する家庭系ごみについては、事業系ごみとして排出者自らが適正に処理するものとする。

(2) 事業活動に伴い排出される廃棄物については、再生利用及び資源物の回収を図るとともに、事業者自らが適正に処理するものとする。

また、本市域から排出される事業活動に伴う廃棄物で、本市に所在地を有する事業所が自ら又は収集運搬業者が、市の施設等に搬入することのできる廃棄物の処理については、次のとおりとする。

ア 事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年規則第13号。以下「施行規則」という。)第3条の規定により許可を得て、排出者又は収集運搬業者が搬入する一般廃棄物については、市が処理をする。

また、山形広域環境事務組合廃棄物の処理に関する条例(以下「組合条例」という。)に基づき立谷川リサイクルセンター及びエネルギー回収施設(立谷川・川口)に搬入した一般廃棄物は、山形広域環境事務組合が処理をする。

イ 事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、生ごみ及び剪定枝については、排出者又は許可業者が分別・運搬し、市が指定した一般廃棄物処理施設(民間施設)で堆肥化等をする。

なお、市外から排出された一般廃棄物を市が指定した一般廃棄物処理施設(民間施設)で処理する場合は、本市一般廃棄物処理実施計画と調和が確保された場合に限る。

ウ 施行規則第15条に定める産業廃棄物で、施行規則第16条の規定により許可を得て搬入するものは、市が処理をする。

また、組合条例施行規則第9条第1項に定める産業廃棄物で、同規則第10条の規定により許可を得て立谷川リサイクルセンター及びエネルギー回収施設(立谷川・川口)に搬入するものは、山形広域環境事務組合が処理をする。

(3) 特別管理一般廃棄物の処理については、次のとおりとする。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第1条第1号に規定するもの(PCBを使用する部品の家電品)は、家電リサイクル法の対象品を除き、市又は収集運搬業者が他のごみと混合することのないように収集・運搬し、立谷川リサイクルセンターでPCB部品を取り除いた後に他のごみと同様の処理をする。

イ 施行令第1条(第1号を除く。)に規定するものは、収集・運搬及び処分業者が処理をする。

(4) 在宅医療廃棄物のうち注射針等の鋭利な物は、医療関係者又は患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。その他、収集運搬や処理する過程

で危険性を伴わないものは、もやせるごみとして扱う。

- (5) 火災等の災害によって生じたごみは、排出者がごみ分別表に従い、分別・運搬したものは、市の施設で処理可能な範囲において市が処理する。ただし、家屋廃材等は、民間施設で処理をする。
- (6) 危険性を有するもの(農薬、薬品、バッテリー等)、引火性を有するもの(ガスボンベ、廃油、塗料等)、その他市が処理困難なもの(タイヤ、ホイール、タイヤチェーン、消火器、農業用機械等)は、排出者が専門の業者等に依頼し、処理をする。
- (7) 犬・猫等の小動物死体は、所有者、許可業者又は市が委託した者がエネルギー回収施設(立谷川・川口)に運搬し、山形広域環境事務組合が処理をする。
- (8) 刈り払いした雑草、落ち葉等は、周辺地域の生活環境に影響を与えない範囲において、土壤への還元に努めるものとする。
- (9) 生活排水の汚泥は、市が指定した一般廃棄物処理施設で処理をする。
- (10) し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集・運搬し、山形広域環境事務組合が処理をする。

(一般廃棄物の処理主体)

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
ごみ	家庭系	市が委託した者 (一部排出者)	市直営 山形広域環境事務組合 許可業者
	事業系	排出者又は許可業者	市直営 山形広域環境事務組合 許可業者
	犬・猫等の小動物死体	所有者、許可業者又は市が委託したもの	山形広域環境事務組合
	生活雑排水汚泥	許可業者	許可業者
し尿等	し尿、浄化槽汚泥	許可業者	山形広域環境事務組合

4 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) 排出抑制の方法

ア 家庭系ごみの有料化

家庭系ごみの有料化を継続し、①ごみの減量化・再資源化の促進 ②ごみ処理負担の適正化と公平性の確保 ③処理施設への負担軽減と経費節減に引き続き取り組む。

イ 家庭系ごみの発生抑制、排出抑制の推進

生ごみの水切りや、買物袋持参によるレジ袋や不必要的容器包装の減量、すぐに

ごみにせず繰り返し大事に使う、修繕するなどごみ減量を生活の中に定着させる。

ウ 事業系ごみの発生抑制、排出抑制の推進

事業者の自己処理責任とし、古紙類、生ごみの分別による減量化・再資源化を図る。また、事業系ごみの適正な処理のしかたについて、周知、啓発に努める。

(2) リサイクルの方法

ア ビン・カン、ペットボトル、古紙類（段ボール、新聞、雑誌、雑紙、紙パック、布類）、廃食油の分別回収を行い、それらの再資源化を図る。

特に雑紙については、分別の啓発と回収量のアップを図るため、雑紙回収袋を作成し全戸に配布する。

イ 町内会や子供会、小・中学校 P T A 等による集団資源回収に対し、回収実績に応じた支援を行い、実施団体の育成と再資源化の促進を図る。

ウ 食品トレーについては店頭回収を推進する。

エ リサイクルリレーセンター内に、古紙類の拠点回収所を設け、再資源化を図る。

オ 事業所から排出される生ごみ及び剪定枝については、民間施設での堆肥化等を推進する。

カ 家庭から排出される生ごみの排出抑制とリサイクルをさらに推進するため、水切りの徹底等、日常での行動を呼びかけるとともに、コンポスト容器、EMボカシ容器、電気式生ごみ処理機の普及を図るため支援を行う。

キ 市内の保育園、幼稚園等に「おさがりボックス」を置き衣類の再利用を図る。

ク 家電リサイクル法に係る家電5品目及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、製造等事業者による回収及び再資源化が行われているものについては、適正な処理の指導啓発を行う。

ケ 平成25年4月施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に準じ、使用済小型廃家電の回収・資源化事業を行う。

(3) 周知・啓発

ア 市民、事業所、各種団体を対象に、広報紙、パンフレット、ホームページ等を活用してごみ減量や資源化の情報提供を積極的に行い、指導啓発に努める。

イ 地区説明会、出前講座、施設見学会等を開催し、ごみ処理に対する理解を深めてもらうとともに、意見交換を行いながら市民と共に「ごみゼロかみのやま 市民行動宣言」に基づくごみの減量施策を推進する。

ウ 上山市廃棄物減量等推進審議会の意見を受け、ごみ減量・再資源化のための各種施策を充実する。

(4) 再資源化計画量

区分	再資源化量
集団資源回収による資源物の回収	555 t
古紙類の拠点回収等による再資源化	259 t
ごみ集積所からの回収(ビン・カン、古紙類、ペットボトル、廃食油)	526 t
合計	1,340 t

(5) 令和7年度のごみ減量目標値

区分	市民1人1日当たりの排出量
家庭系ごみ	546g
家庭系+事業系	799g

(集団資源回収、拠点回収、直接資源化する古紙類と廃食油、事業系生ごみコンポストを除いた数値)

5 収集・運搬計画

(1) 廃棄物の種類ごとの収集運搬、排出方法等

廃棄物の種類	収集区域	収集運搬方法	処分先・方法
一般家庭の日常生活から排出されるごみ	もやせるごみ 市内全域	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、週2回を基本とする。</p> <p>3 住民は、市が認定した集積所に指定の袋(証紙付きごみ袋。以下同じ。)に収納して排出する。袋に入りきれないごみは、ごみ収集用共通収集シールを貼って排出する。</p> <p>4 剪定枝は、市の認定した集積所に長さ60cm、直径30cm以下の束にして排出する。(ただし、1回の排出は3束以内とする。)</p> <p>5 紙おむつは、それのみを透明又は半透明の袋に入れて出す。(汚物は取り除く。)</p>	山形広域環境事務組合エネルギー一回収施設(立谷川・川口)で焼却処理する。
	プラスチック類	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、月2回を基本とする。</p> <p>3 住民は、市が認定した集積所に指定の袋に収納して排出する。袋に入りきれないごみは、ごみ収集用共通収集シールを貼って排出する。</p>	

雑貨品・小型廃家電類	市内全域	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、月2回を基本とする。</p> <p>3 住民は、市が認定した集積所に指定の袋に収納して排出する。袋に入りきれないごみは、ごみ収集用共通収集シールを貼って排出する。</p>	山形広域環境事務組合立谷川リサイクルセンターで処理する。
ビン・カン(資源物)	市内全域	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、月2回を基本とする。</p> <p>3 住民は、市の認定した集積所に置かれているカン、生きビン、空きビン等(透明、茶色、その他)のコンテナに、それぞれ分別し、排出する。</p>	リサイクルリリーセンターで資源化する。
水銀含有ごみ	市内全域	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、月1回を基本とする。</p> <p>3 水銀含有ごみは、市が認定した集積所に透明の袋に収納するなどして排出する。</p>	山形広域環境事務組合立谷川リサイクルセンターで処理する。
粗大ごみ	市内全域	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、月1回を基本とする。</p> <p>3 粗大ごみは、有料で戸別に収集を行う。戸別収集の申込みは、電話で受付け、品名、排出場所などを確認の上、収集日を指定する。</p>	山形広域環境事務組合立谷川リサイクルセンター、エネルギー回収施設(立谷川・川口)で処理する。
埋立ごみ	市内全域	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、月1回を基本とする。</p> <p>3 住民は、市が認定した集積所に指定の袋に収納して排出する。</p>	民間の埋立場に処分を委託する。

ペットボトル(資源物)	市内全域	<p>1 別に定める地域ごとに収集日を定めて収集する。</p> <p>2 収集回数は、月1回を基本とするが、7月・8月・9月のみ月2回の収集とする。</p> <p>3 住民は、市の認定した集積所に透明の袋に収納して排出する。</p>	山形広域環境事務組合立谷川リサイクルセンターで資源化する。
古紙類(資源物)	市内全域	<p>1 別に定める地域ごと、プラスチック類と同じ日に収集する。</p> <p>2 収集回数は、月2回を基本とする。</p> <p>3 古紙類は、品目別に分け、専用回収袋や紙袋に入れるか又は紐で縛り、市が認定した集積所に排出する。</p> <p>4 布類は、透明の袋に収納し、市が認定した集積所に排出する。(汚れたものは、もやせるごみとする。)</p>	市が指定した施設で資源化する。
廃食油(資源物)	市内全域	<p>1 別に定める地域ごと、もやせるごみと同じ日に収集する。</p> <p>2 収集回数は、週2回を基本とする。</p> <p>3 住民は、使用済ペットボトルに入れ、市が認定した集積所に排出する。</p>	市が指定した施設で資源化する。
一時的に大量に排出されるごみ	市内全域	搬出者又は一般廃棄物収集運搬業者が分別し、リサイクルリサイクルセンター及び立谷川リサイクルセンター、エネルギー回収施設(立谷川・川口)又は一般廃棄物処分業者に自ら搬入する。	ごみの種類に応じて処理する。

事業者の事業活動に伴って排出されるごみ等	事業系一般廃棄物のうち、もやせるごみ	市内全域	事業者が市内で排出したもの又はそれを廃棄物収集運搬業者が収集したものは、指定した処理施設へ自ら搬入する。	山形広域環境事務組合エネルギー回収施設（立谷川・川口）及び民間の施設で焼却処分をする。
	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ、剪定枝	市内全域		民間の施設で堆肥化する。 (許可施設) 名称：エコプラザ 所在地：上山市檜下字柏木 1527 番 事業者：株式会社丹野
	産業廃棄物のうち、金属くず、ガラスくず、水銀含有ごみ	市内全域		リサイクルリリーセンターに搬入し、ごみの種類に応じて処理する。
犬・猫等の小動物死体	市内全域		所有者、許可業者又は市が委託した者が運搬する。 但し、所有者が不在の小動物死体については、所在地の管理者が、箱や袋に入れる等の処置を行った上で、市が運搬する。	エネルギー回収施設（立谷川・川口）で焼却処理する。
生活雑排水汚泥	市内全域		許可業者が戸別に申込みを受け、収集運搬する。	処分許可業者が処理する。
各地区自治会などの清掃ボランティア活動で収集したごみ等	市内全域		市が作成したボランティア袋に入れるか、又は、ボランティアシールを貼付し集積所に排出する。	上記に準じる。

※ 地区別のごみ収集基準日は別紙のとおり

(2) 市（市が委託した業者を含む。）が収集する集積所

ア 認定数 562か所（令和6年12月現在）

イ 認定基準

概ね20～30世帯につき1か所とする。但し、地理的条件や集合住宅の建設と合わせて設置する場合等、これにより難い場合は概ね10世帯以上で認定する。

ウ 新設及び維持管理

集積所の新設又は移動する場合は、地区衛生組合長等が上山市長に申請し、認定を受けることとする。

集積所の維持管理は、設置場所の地区会が行う。

(3) 集積所に出されたごみ及びビン・カン、古紙類等の資源物並びに拠点回収所に出された古紙類は、上山市及び上山市が委託した者以外の者は収集し又は運搬することができない。

(4) 市の委託車両(集積所又は各戸から収集する車両) * 台数は、状況により増減する。

種類	車種及び台数	
1 もやせるごみ 廃食油 (資源物)	4t パックマスター車 2t パックマスター車 2t パックマスター車(土曜日追加分)	2台 2台 2台
2 プラスチック類	4t プレスパッカー車 2t プレスパッカー車	1台 1台
3 ビン・カン (資源物)	2t 平ボデー車 2t パックマスター車	2台 2台
4 ペットボトル (資源物)	2t プレスパッカー車	1台
5 古紙類 (資源物)	2t 平ボデー車	1台
6 雑貨品・小型廃家電類		
7 粗大ごみ	2t 平ボデー車	
8 埋立ごみ		
9 水銀含有ごみ		

(5) 一般廃棄物収集運搬業

ア 市が一般廃棄物の収集・運搬を許可した業者 (令和7年1月現在)

廃棄物の種類	許可業者数	配置車両及び台数
ごみ	12社 (うち収集区域や品目を 限定した者2社)	パッカー車 30台 平ボデー車 33台 ダンプ車 14台 その他 6台
伐採木に限る	1社	平ボデー車等 5台
し尿・浄化槽汚泥	1社	バキューム車等 6台

イ 一般廃棄物収集運搬業の許可

事業活動に伴い排出される廃棄物の収集運搬について、現在許可を受けた者による収集運搬が可能であるため、原則として新たな許可は行わない。

6 処理施設

(1) 上山市の施設

施設名	リサイクルリレーセンター
施設所在地	上山市金谷字安信 117 番 1
処分方法	カン類 … スチール・アルミに分けて圧縮し、売却する。 (処理能力 3.36t/日) その他 … 積替えして処理施設へ搬送する。
計画処理量	782t

(2) 山形広域環境事務組合の施設

ア 粗大ごみ等の処理

施設名	立谷川リサイクルセンター
施設所在地	山形市大字漆山字中川原 4019-7
処分方法	破碎、分別処理
計画処理量	粗大ごみ (不燃性) 79t 雑貨・小型廃家電類 199t ペットボトル 64t 水銀含有ごみ 15t 合 計 357t

イ もやせるごみ等の処理

施設名	エネルギー回収施設 (立谷川・川口)
施設所在地	立谷川：山形市漆山字中川原 3372 川 口：上山市川口字五反田 854 番 1
処分方法	焼却
計画処理量	もやせるごみ 6,669t プラスチック類 193t 粗大ごみ (可燃性) 282t 合 計 7,144t

ウ 小動物焼却処理

施設名	エネルギー回収施設 (立谷川・川口) 小動物焼却設備
施設所在地	立谷川：山形市漆山字中川原 3372 川 口：上山市川口字五反田 854 番 1
処分方法	焼却
公称能力	エネルギー回収施設 (立谷川) : 80kg/h (バッチ式) エネルギー回収施設 (川 口) : 80kg/h (バッチ式)

(3) 上山市が許可した民間施設

許可業者名		株式会社丹野
1	施設名	エコプラザ
	施設所在地	上山市檜下字柏木 1527 番
	処分方法	高速堆肥化処理(厨芥、有機性汚泥、木・草類)
	処理能力	45.0 t/日

許可業者名		株式会社ミツワ企業
2	施設名	サーマルセンター
	施設所在地	上山市檜下字柏木立山 2295-13
	処分方法	焼却処理(可燃ごみ・汚泥)
	処理能力	55.0 t/日

許可業者名		株式会社久遠の森
3	施設名	上山焚上場
	施設所在地	上山市狸森字焼山 306-1
	処分方法	焼却処理(可燃ごみ・但し供養品に限る)
	処理能力	853.6 kg/日

(4) 最終処分計画

廃棄物の種類	埋立ごみ
処理計画量	132 t
最終処分場	民間の施設に処分を委託する。 <令和5年度契約業者> 業者名 株式会社荒正 施設所在地 山形市蔵王上野字上原

7 不法投棄防止対策

- (1) 市民及び市は一体となって不法投棄の発生を防止することにより本市の環境保全と快適な生活環境の維持に努める。
- (2) 市民は、廃棄物となり得るものを持ち帰り、再資源化を図るなど、自らの責任において適正に処理し、快適な環境の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。
- (3) 市は、次に掲げる施策等を推進する。
 - ア 不法投棄の防止に関する周知、啓発
 - イ 不法投棄された廃棄物への対応
 - ウ 不法投棄の防止に関する市民の活動に対する支援
 - エ その他不法投棄の防止に関し必要な事項

8 生活排水処理（し尿・浄化槽汚泥）

（1） 基本方針

- ア 生活排水の処理施設は、公共下水道、最上川流域下水道（山形処理区）、農業集落排水処理施設及び単独・合併処理浄化槽とする。
- イ し尿及び浄化槽汚泥の収集は、許可業者が行う。
- ウ し尿及び浄化槽汚泥は、山形広域環境事務組合が処理をする。
- エ 市長は、生活排水処理施設の普及促進及び浄化槽の適正管理等について、市民への啓発に努める。

（2） 計画処理量及び収集体制

種類	計画量	収集体制	搬入先
し尿	800kℓ	市が許可した業者	山形広域クリーンセンター
浄化槽汚泥	3,300kℓ	市が許可した業者	山形広域クリーンセンター

（3） 上山市が許可した収集運搬業者

業者名	有限会社上山清掃
所在地	上山市泉川字下河原 236 番地 1
事業の範囲	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
収集車両及び台数	し尿用 バキュームカー 1 台 浄化槽汚泥用 バキュームカー 4 台

（4） し尿及び浄化槽汚泥の処理施設

施設名	山形広域クリーンセンター
施設所在地	山形市大字沼木字高野内 486-3
処理方式（施設規模）	標準脱窒素処理方式+高度処理(220kℓ/日)